

山口県報

令和4年
12月9日
(金曜日)

目次

○公告

長門都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)



(二〇三) 長門都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、長門都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る長門都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年十二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
長門都市計画道路一・四・一萩三隅道路
- 二 都市計画を変更する土地の区域
長門市三隅中
- 三 変更の内容
位置、区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和四年十二月九日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

- 一 都市計画の種類及び名称
長門都市計画道路一・五・二三隅長門道路
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
長門市深川湯本、東深川、仙崎、三隅下及び三隅中
 - 三 変更の内容
路線の追加
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
令和四年十二月九日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
長門都市計画道路三・四・一二長門三隅線
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
長門市三隅中
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
令和四年十二月九日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

- 一 都市計画の種類及び名称
長門都市計画道路三・五・八小浜市線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
長門市三隅中
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和四年十二月九日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

令和四年十二月九日印刷
令和四年十二月九日発行

発行人所

山口県知事庁